

「就業制限」のあらまし

労働安全衛生法では、特定の業務については、従事する業務の区分に対応する免許を受けた者又は技能講習を修了した者その他一定の資格を有するものでなければ当該業務に就かせてはならないことになっています。

1 就業制限 [労働安全衛生法第 61 条 (労働安全衛生法規則第 41 条等)]

労働安全衛生法第 61 条では、労働災害を防止するため危険な業務で特定の業務に労働者を就かせるときは、その業務に必要な免許を受けた者、技能講習を修了した者その他一定の資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならないこととなっています。

2 免許、技能講習

関東甲信越地区における免許試験は、厚生労働大臣指定試験機関である(財)安全衛生技術試験協会において実施されています。

新潟県内における技能講習の実施は、全て新潟労働局長の登録を受けた教習機関で行われています。

講習日程等に関するお問い合わせは、各登録教習機関へ直接お願いいたします。

3 特定業務

免許、技能講習修了が必要な業務、当該業務に必要な資格などは、次のとおりです。

業務の区分		業務につくことができる者
発破	発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	1 発破技士免許を受けた者 2 火薬類取締法の火薬類取扱保安責任者免状を有する者 3 保安技術職員国家試験規則による甲種上級保安技術職員試験、乙種上級保安技術職員試験若しくは丁種上級保安技術職員試験、甲種発破係員試験若しくは乙種発破係員試験、甲種坑外保安係員試験若しくは丁種坑外保安係員試験又は甲種坑内保安係員試験、乙種坑内保安係員試験若しくは丁種坑内保安係員試験に合格した者
揚貨装置	制限荷重が 5 t 以上の揚貨装置の運転の業務	揚貨装置運転士免許を受けた者
ホ ｲｰ	ホ ｲｰ(小型ホ ｲｰを除く。)の取扱い業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務	特級ホ ｲｰ-技士免許、一級ホ ｲｰ-技士免許又は二級ホ ｲｰ-技士免許を受けた者

業務の区分		業務につくことができる者	
ボイラー	次のボイラーの取扱いの業務 イ 胴の内径が 750 mm以下で、かつ、その長さが 1300 mm以下の蒸気ボイラー ロ 伝熱面積が 3 m ² 以下の蒸気ボイラー ハ 伝熱面積が 14 m ² 以下の温水ボイラー ニ 伝熱面積が 30 m ² 以下の貫流ボイラー (気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 400 mm以下で、かつ、その内容積が 0.4 m ³ 以下のものに限る。)	1 特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許を受けた者 2 ボイラー取扱技能講習を修了した者	
ボイラー溶接	ボイラー(小型ボイラーを除く。) 又は第一種圧力容器(小型圧力容器を除く。) の溶接業務	特別ボイラー溶接士免許を受けた者	
	次の場合以外 溶接部の厚さが 25 mm以下の場合又は管台、フランジ等を取り付ける場合	特別ボイラー溶接士免許又は普通ボイラー溶接士免許を受けた者	
ボイラー整備	ボイラー(小型ボイラー及び次に掲げるボイラーを除く。)、第一種圧力容器(小型圧力容器などを除く。)の整備の業務 イ 胴の内径が 750 mm以下で、かつ、その長さが 1300 mm以下の蒸気ボイラー ロ 伝熱面積が 3 m ² 以下の蒸気ボイラー ハ 伝熱面積が 14 m ² 以下の温水ボイラー ニ 伝熱面積が 30 m ² 以下の貫流ボイラー (気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 400 mm以下で、かつ、その内容積が 0.4 m ³ 以下のものに限る。)	ボイラー整備士免許を受けた者	
クレーン等	つり上げ荷重が 5 t 以上のクレーン(跨線機を除く。)の運転の業務	次の場合以外	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
		床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式	1 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
	つり上げ荷重が 1 t 以上の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)業務	5 t 以上	移動式クレーン運転士免許を受けた者
		5 t 未満	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者 2 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者
つり上げ荷重が 5 t 以上のデリックの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者		
潜水	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンプからの給気を受けて、水中において行う業務	潜水士免許を受けた者	
ガス溶接	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	1 ガス溶接作業主任者免許を受けた者 2 ガス溶接技能講習を修了した者	
フォークリフト	最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が 1 t 以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	1 フォークリフト運転技能講習を修了した者 2 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 2 の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けたもの	

業務の区分		業務につくことができる者
車両系 建設機械	機体重量が 3 t 以上の次に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務 ブルドーザー、モーターグレーダ、トラクタ・ショベル、ずり積機、スクレーパー、スクレップ・ドーザー、 パワーショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライン、クランシール、バケット掘削機、トレンチャー	1 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者 2 建設業法施行令第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者 3 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練を修了した者
	機体重量が 3 t 以上の次に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務 くい打機 くい抜機、アースドリル、リバーサーキュレーションドリル、せん孔機(チュービングマシンを有するものに限る。)、アースオーガ、ハートドレンマシン	1 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者 2 建設業法施行令第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者
	機体重量が 3 t 以上の次に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務 ブレイカ	1 車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者 2 建設業法施行令第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者
	機体重量が 3 t 以上の次に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務 鉄骨切断機 コンクリート圧砕機 解体用つかみ機	1 車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成 25 年 7 月 1 日以後に開始されたものに限る。)を修了した者
ショベルドーザ等	最大荷重(ショベルドーザ又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。)が 1 t 以上のショベルドーザ又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	1 ショベルドーザ等運転技能講習を修了した者 2 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 2 の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練を修了した者で、ショベルドーザ等についての訓練を受けたもの
不整地運搬車	最大積載量が 1 t 以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	1 不整地運搬車運転技能講習を修了した者 2 建設業法施行令第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定に合格した者
高所作業車	作業床の高さが 10m 以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務	1 高所作業車運転技能講習を修了した者
玉掛け	制限荷重が 1 t 以上の揚貨装置、つり上げ荷重が 1 t 以上のクレーン、移動式クレーン若しくはゲリックの玉掛けの業務	1 玉掛け技能講習を修了した者 2 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第 4 の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練を修了した者